

【会員情報管理システム よくあるご質問】

<全般>

※当機関へご登録の住所・担当者等のご変更をいただけていない場合、重要な連絡事項が伝わらず、特に会費に関してはお知らせした期限内のお支払いが確認できず、督促状等をお送りすることとなりますため、変更申請は遺漏なきようご注意ください。

Q 1 ログイン方法 及び ユーザ ID ・パスワードがわかりません。

A 1 「会員情報管理システム取扱マニュアル ～会員向け 本編～」第2章をご覧ください。

https://www.occto.or.jp/kaiin/files/201028_kaiinjohosys_hon.pdf

Q 2 パスワードを初期化するにはどうしたらよいでしょうか。

A 2 ログイン時のパスワード自動初期化依頼の他、貴社内で管理者 ID をお持ちの方よりパスワード初期化のご対応が可能となりますため、管理者②についてもご登録願います。

「会員情報管理システム取扱マニュアル ～会員向け 本編～」第3章 ユーザの追加／変更／削除及びパスワードの初期化手順 をご参照ください。

https://www.occto.or.jp/kaiin/files/201028_kaiinjohosys_hon.pdf

<会費関係：①請求書>

Q 3 請求書の表示や印刷の方法がわかりません。

A 3 「会員情報管理システム取扱マニュアル ～会員向け 会費関連編～」をご覧ください。

https://www.occto.or.jp/kaiin/files/210412_kaiinjohosys.pdf

Q 4 請求書の保存ができません。

A 4 請求書を PDF ファイルとして保存する場合は、以下の方法で行ってください（ブラウザが Chrome、Edge の場合）。

「○」をクリックし請求書を開いた後、「印刷」ボタンを押下。送信先で「PDF に保存」を選択し、「保存」ボタンを押下。

Q 5 請求書の印影原本や、自社指定書式に記入・押印したものを郵送していただけますか。

A 5 当機関より発行いたしました会費請求書は公的なものとなっており、請求書に押印されている印影につきましても公的なものとなりますため、原則として別途書面のご提出等個別のご対応はいたしかねますので、予めご了承ください。

また、当機関におきましては、会員情報変更・総会時の議決権行使・会費請求等について、会員情報管理システムのご利用による各種お手続きの電子化をすすめておりますため、ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

<会費関係：②入金>

Q 6 社内出納日の関係で、会費の支払期限を月末に延ばすことは可能でしょうか。

A 6 下記の当機関定款に基づき、期限内の納入をお願いしております。

第54条 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。第58条 本機関の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

Q 7 一つの口座へ数社まとめて入金してもよいでしょうか。

A 7 年会費のお振込先口座につきましては、1会員1口座の専用口座となっておりますため、まとめて数社分ご入金されますとご入金の確認ができず、場合によってはご返金をさせていただきます可能性がございますので、指定のお振込み先にご入金くださいますようお願いいたします。

Q 8 自社システムの関係上、実店舗の振込先口座のみ対応しており、請求書に記載の振込専用支店に振込ができないのですが、どのようにすればよいでしょうか。

A 8 大変お手数ではございますが、直接銀行窓口や ATM 等にてお振込みをお願いいたします。

Q 9 次年度以降も振込先は同じ口座となるのでしょうか。

A 9 次年度以降の会費ご請求時も同じお振込先口座となります（1会員1口座の専用口座となっております）。会費以外の当機関への支払いに係る振込先につきましては、別途ご確認ください。

また、年会費をお振込みの際は、国内送金扱いにて国内の口座からの送金（振込）をお願いしておりますが、やむをえず海外の口座からお振込みをされる場合、下記に専用口座以外の振込先口座番号をお知らせいたしますので、事前に、振込み予定日・会員様名・振込人名義をご連絡ください。お振込みの際には、当機関の正式名称および住所をご記載のうえ、お振込みいただけますようお願いいたします。

海外の口座からの振込先：みずほ銀行 東京中央支店 普通 2563308

電力広域的運営推進機関（デンリヨクコウイキテキウンエイスイシンキカン）

〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

Q 10 事業休止中の場合でも、会費の納入は必要でしょうか。

A 10 事業休止中の場合であっても会費の納入は必要となります。

当機関は、定款第54条の規定に基づき、毎年度4月1日時点で経済産業省へ登録・届出されている電気事業者様（当機関会員様）に対し、一斉に会費の請求を行っています。（4月2日以降に加入した会員様については、加入の都度請求。）

電気事業法二十八条の十二で規定されておりますとおり、登録・許可の取消しおよび事業廃

止の許可または届出等によって当機関の会員を脱退でき、事業の休止の場合には脱退することはできず、経済産業省の電気事業者一覧に貴事業者名がある限り、会費を納入いただいております。